コロナウイルスによる施設使用料金返還について

コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、久留米市より体育施設が3月7日(土)~31日(火)まで臨時休館になるという発表がありました。

(公財) 久留米市体育協会が管理している施設について、この期間の使用料金 返還については以下の要領で行いますので、よろしくお願いします。

また、2月下旬より大会を中止していただいた団体(コロナウイルス感染症拡大防止による)にもご案内します。

返還の時期等

令和2年3月13日(金)以降 9時~16時30分まで (荘島体育館のみ17時まで、都合が悪い場合は、別途ご相談ください) 体育施設使用許可書を持参のうえお越しください。(印鑑は不要) (許可書を紛失された場合は、本人が確認できる書類を持参ください)

返還に対応する事務所及び施設

- ①荘島体育館事務所(荘島町11番地1) 荘島体育館(アリーナ、軽運動室、卓球場) 西田体育館、西田テニスコート 旭町テニスコート 以上の施設の利用予約、お支払いをした方。
- ②西部地区体育館事務所(大善寺町藤吉434番地) 西部地区体育館(アリーナ、体力測定室、会議室) 以上の施設の利用予約、お支払いをした方。
- ③北野武道場事務所(北野町今山74)

北野グラウンド (照明含む)

北野テニスコート

北野体育館

北野武道場

以上の施設の利用予約、お支払いをした方。

その他

4月分の荘島体育館利用調整会議(アリーナ・軽運動室は3月23日(月)、 卓球場は3月24日(火))は予定通り開催されます。

桜花台体育館については宮ノ陣クリーンセンター (0942-27-5371) にお問い合わせください。

問い合わせ先

(公財) 久留米市体育協会0942-33-5453または荘島体育館0942-33-3003